

改正 2007年6月30日

2015年3月28日

（目的）

第1条 同志社大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項及び任務）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第14条に定める本学の責務に関する事項
  - (2) 規準の運用、解釈に関する事項
  - (3) 規準の改廃に関する事項
  - (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
  - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、規準第14条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。
- 4 委員会は、研究者の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。
- 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

（構成）

第3条 委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 倫理審査室長
- (2) 研究開発推進機構副機構長
- (3) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会委員長
- (4) 組換えDNA実験安全管理委員会委員長
- (5) 動物実験委員会委員長
- (6) 教員から4名
- (7) 職員から2名

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条第6号に定める委員から学長が委嘱し、副委員長は研究開発推進機構副機構長をもってあてる。

（任期）

- 第5条 第3条第1号から第5号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第6号及び第7号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（議事）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。
- 3 前項に拘わらず、第2条第4項に規定する「重大な違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(相談員)

第8条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため委員以外に研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、学長が、次に掲げる者から委嘱する。ただし、第1号に掲げる者は、研究科長の推薦によるものとする。

(1) 各研究科の教員から1名

(2) 前号以外の教員から若干名

3 委員以外の相談員の任期は2年とする。

4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催するものとする。

6 相談員は、委員会に出席して意見を述べるができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、倫理審査室事務室が行う。

(その他)

第11条 委員会は、第8条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。